

家電製品アドバイザー並びに同エンジニア資格はいずれも5年間の有効期限が定められており、その期日までに所定の資格更新手続を完了しない場合、保有されていた資格が当該期日をもって失効するルールとなっています。残念ながら、貴台が保有されていた資格は、現在、既に失効状態にあることをご連絡致します。ただし、下欄に例示するようなやむを得ない事由により、所定の手続きを履行できなかった場合、「**特例**」として、改めて資格更新を申請する権利が認められる場合があります。(申請受付期間は、原則として、資格を失効した日から「1年以内」です)

上記「**特例**」の適用を受けようとされる場合は、下記の「**資格更新手続特例申請書**」に必要事項(特例事由の欄はできるだけ具体的にご記入ください)を記入し、ご捺印の上、家電製品協会へお送りください。貴台の申請が受理された場合は、所定の手続(更新手続きの進め方等)をお送りいたします。

西暦 年 月 日

一般財団法人家電製品協会
認定センター長殿

資格更新手続特例申請書

フリガナ											勤務先名					
申請者氏名	⑩										勤務先 TEL					
生年月日	西暦	年	月	日												
特例申請 対象の資格	区分	1.アドバイザー								種別	a.AV情報家電					左記の「区分」、「種別」の欄は、それぞれ該当する項目に○印を付してください。
		2.エンジニア									b.生活家電					
		AV情報家電登録番号									有効期限					
生活家電登録番号								有効期限					西暦	年	月	日
特例事由 (有効期限内に更新ができなかった理由)	(具体的にお書きください)															
住所	現 (変更後)	〒 -										☎ - -				
	旧 (変更前)	〒 -														
事務局記入欄																

注1) 上記申請内容が事実と異なることが判明した場合、資格の効力を停止または登録を取り消すことがあります。

*特例事由が「住所変更(下欄参照)」の場合、上表の住所変更の推移(現・旧)を記入してください。
*本申請書提出と同時に、ご自身でインターネット (<http://aeha-nintei.com>) に必ず住所変更を行ってください(この申請書では住所変更できません)。この変更手続がない場合、当該特例申請は受理できませんので予めご了解ください。

一般財団法人家電製品協会 認定センター
〒100-8939
東京都千代田区霞が関三丁目7番1号
霞が関東急ビル5階
電話: 03 (6741) 5609 FAX: 03 (3595) 0766
URL <http://aeha-nintei.com>
モバイルサイト <http://aeha-nintei.jp/>

特例事由記入例

- 病気療養のため長期に入院しており、講習受講はもとより、所定の手続を実施できる状況ではなかった。
- 長期に亘り、海外勤務状態であったために、講習受講はもとより、所定の手続を実施できる状況ではなかった。
- 住所変更手続を失念していたために、資格更新手続に関する案内が届かず期限内に申請できなかった。